

令和7年度愛媛県地域産業リスクリング実践支援補助金募集要領

1. 趣旨

県内企業がD Xの取組みを実践できる社内人材を育成するため、従業員に対して実施する研修等に要する経費に対し、県が予算の範囲内で補助金を交付することにより、リスクリングを実践していく企業を支援し、県内産業D Xの更なる促進を図ります。

補助金の交付に当たっては、令和7年度愛媛県地域産業リスクリング実践支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりです。ただし、本補助金以外の他の補助や助成を受けている場合は対象から除きます。

（1）人材育成支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資するD Xの推進を目的とし、従業員のD Xに関する専門知識及び技能の習得を支援する事業

（2）資格取得支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資する産業D Xの推進を目的とし、従業員のI Tパスポート、G検定、データサイエンティスト検定TMリテラシーレベル、県が実施する半導体人材育成推進事業で資格取得を支援する事業

3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は以下のとおりです。

（1）人材育成支援事業

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

（2）資格取得支援事業

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

4. 対象経費

本補助金の交付の対象となる経費は以下のとおりです。

（1）人材育成支援事業

教育機関が提供する集合研修又はeラーニングを利用した講座の受講費及びそれに付随する教材費（備品購入費、旅費、食糧費は補助の対象から除きます。）

（2）資格取得支援事業

次に定める試験の受験手数料並びに試験対策講座の受講費及びそれに付随する教材費（試験に合格した者に係る経費に限ります。）

（ア）情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業大臣が行う情報処理技術者試験のうち、I Tパスポート試験

（イ）一般社団法人日本ディープラーニング協会が実施するG検定

（ウ）一般社団法人データサイエンティスト協会が実施するデータサイエンティスト検定TMリテラシーレベル

(エ) 県が実施する半導体人材育成推進事業で取得を目指すもの

5. 補助対象外の経費等

以下の経費は補助の対象から除きます。

- ① D X の推進に関連が認められないもの。
- ② パソコンやソフトウェア等の基本的な操作方法等を習得するもの。
- ③ 通常行っている業務又はその延長と認められるもの。ただし、県と国立大学法人愛媛大学とのデジタル人材育成のための連携協定に基づき設置される、社会人向け「愛媛デジタル情報人材育成プログラム」は除く。
- ④ 交付要綱制定日より前に講座の申込み等を行ったもの。
- ⑤ 交付決定日より前に講座の受講や経費の支払いを行ったもの。
- ⑥ 受講内容や受講料等が、ホームページやパンフレット等であらかじめ定められていないもの。
- ⑦ 自社で企画したもの又はそれを外部に発注したもの。
- ⑧ 申請企業の関連会社、代表又は役員、その親族が経営する会社等が提供するもの。
- ⑨ 法令により訓練等の実施が義務付けられており、事業主によって実施する必要があるもの。
- ⑩ 実績報告書提出時まで、書面等により講座の修了又は試験の合格を確認することができないもの。
- ⑪ その他、本補助事業の趣旨に照らして適切でないと知事が認めたもの。

6. 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

補 助 率：補助対象経費の 1 / 2

補助限度額：1 社当たり 45 万円（1 人当たり 15 万円を限度とします）

7. 予算額

900 万円

※予算の範囲内で補助金を交付しますが、下記 8 のただし書きにご注意ください。

8. 申請募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

（ただし、申請募集期間中であっても、申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。また、申請額の合計が予算額に満たない場合は、令和 7 年 11 月以降に追加募集を行う場合があります。）

9. 交付申請の方法

交付要綱第 5 条の規定に従い、申請募集期間内に必要書類を愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に提出（持参、郵送、メール）してください。

（メールで提出（代表者印の押印を省略）する場合は、事前にご連絡をお願いします。提出先となる県の担当者等のメールアドレスを、別途お知らせします。）

10. その他

本補助金の申請等において、その内容に虚偽等が認められる場合には、交付要綱に基づき、交付決定の取消や補助金の返還を求めるほか、事業者名を公表する場合等があります。

【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

T E L : 089-912-2506 (直通)

E-Mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp